

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目次

- ◇ 告 示 蒜山大山有料道路の管理に関する事務の岡山県への委託
蒜山大山有料道路に係る委託事務に関し鳥取県に適用される岡山県の条例等
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- ◇ 公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正

告 示

鳥取県告示第四百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四項の規定に基づき、次のとおり規約を定めて蒜山大山有料道路の管理に関する事務を岡山県に委託したので、同法同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項の規定により告示する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約

(目的)

第一条 この規約は、蒜山大山有料道路（以下「有料道路」という。）の管理に関する事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事務の範囲)

第二条 鳥取県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、有料道路の維持、修繕その他の管理に関する事務のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（鳥取県の県道に係るものに限る。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を岡山県に委託する。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号以下「法」という。）第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更し、及びその旨を公示すること。

二 法第十八条第二項の規定により道路の供用を開始し、又は廃止し、及びその旨を公示すること。

三 法第二十八条第一項の規定により道路台帳を調製し、及びこれを保管すること。

四 法第四十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びその旨を公示すること。

(経費の支弁方法)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、有料道路の料金収入その他の収入をもつて充てるものとする。ただし、委託事務のうち災害復旧事業に要する経費のうち、国庫負担金及び地方交付税中基準財政需要

額として算入されたもの以外のものについては、鳥取県において負担するものとする。

(予算への計上)

第四条 岡山県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、岡山県予算に計上するものとする。

(決算の通知)

第五条 岡山県知事は、決算を議会の認定に付したときは、当該決算の蒜山大山有料道路事業に関する部分を鳥取県知事に通知するものとする。

(連絡会議)

第六条 岡山県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて鳥取県知事と連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第七条 岡山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される岡山県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を新しく制定しようとするとき、又はその全部若しくは一部を改廃しようとするときは、あらかじめ、鳥取県知事に通知するものとする。

2 岡山県知事は、前項の岡山県の条例等を制定し、又はその全部若しくは一部を改廃した場合においては、直ちに当該条例等を鳥取県知事に通知するものとする。

3 鳥取県知事は、前項の規定による通知があつたときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第八条 この規約の施行に關し必要な事項は、鳥取県知事と岡山県知事とが協議して定める。

附則

1 この規約は、昭和四十五年六月一日から施行する。

2 鳥取県知事は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に關する岡山県の条例等が鳥取県に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

鳥取県告示第四百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十六の規定に基づき、蒜山大山有料道路に係る委託事務に關し、昭和四十五年七月一日から次の岡山県の条例等が鳥取県に適用されるので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に關する事務の委託に關する規約附則第二項の規定により告示する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岡山県営有料道路料金徴収条例をここに公布する。

昭和四十五年三月三十日

岡山県知事 加 藤 武 徳

岡山県条例第十七号

岡山県営有料道路料金徴収条例

(趣旨)

第一条 岡山県公営企業条例(昭和四十一年岡山県条例第六十四号)第二条の規定により設置する有料道路事業に係る有料道路(以下「有料道路

「という。」の通行については、この条例の定めるところにより、通行料金（以下「料金」という。）を徴収する。

（有料道路の名称等）

第二条 有料道路の名称及び区間並びに料金の額及び徴収期間は、別表のとおりとする。

（料金徴収）

第三条 料金は、知事の指定する場所において、知事が別に定める時間内に有料道路を通行する車両から徴収する。ただし、次の各号に掲げる車両については、料金を徴収しないものとする。

一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車

二 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第六条の規定に基づき建設大臣が定めた車両

（料金の徴収方法）

第四条 料金の徴収は、通行券と引き替えに行なう。

2 通行券は、普通通行券及び回数通行券の二種類とする。

（料金の不還付）

第五条 前条の規定により徴収した料金は、返還しない。ただし、有料道路の通行ができなくなつた場合において、知事がやむをえないと認めるときは、この限りでない。

（罰則）

第六条 詐偽その他不正の行為により料金の徴収を免れた者に対しては、その免れた額の五倍に相当する額以下の過料を科する。

（その他）

第七条 この条例に定めるもののほか、料金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（管理者の設置に関する特例）

2 岡山県公営企業条例附則第三項の規定により管理者を置く場合においては、第三条、第五条、第七条及び別表の備考二中「知事」とあるのは「管理者」とする。

（関係条例の一部改正）

3 岡山県公営企業条例の一部を次のように改正する。

別表の三中「七・八」を「九・三」に、「真庭郡川上村下徳山から同村上福田まで」を「鳥取県日野郡江府町大字御机から岡山県真庭郡川上村大字上福田まで」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

赤山大山有料道路の延長及び区間には、鳥取県から管理を委託されている鳥取県道大山上福田線の延長及び区間（鳥取県日野郡江府町大字御机から岡山県と鳥取県の県境まで一・五キロメートル）を含む。

別表

徴収期間	普通自動車		軽自動車・小型二輪自動車	軽自動車・自転車その他の車両	原動機付自転車	特殊自動車		通行料金乗合型自動車 (通行一回) 当た	区	名
	乗用車	貨物車				小型	大型			
供用開始の日から二十五年間	四〇〇円	四〇〇円	一〇〇円	三〇〇円	五〇円	九〇〇円	一〇〇円	九〇〇円	福田町広江まで	鷺羽山有料道路
供用開始の日から二十三年間	三五〇円	四〇〇円	一〇〇円	三〇〇円	五〇円	七〇〇円	一〇〇円	七〇〇円	大字上福田まで	赤山大山有料道路

備考
 一 車両の種類は、道路整備特別措置法施行令第一条の四第三項各号に定める種類によるものとする。
 二 回数通行券による場合の料金の額は、この表による料金の額から一割以内の金額を割り引いて知事が別に定める額とする。

岡山県企業管理規程第一号

岡山県管有有料道路料金徴収条例施行規程を次のように定める。

昭和四十五年四月一日

岡山県知事 加藤 武 徳

岡山県管有有料道路料金徴収条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、岡山県管有有料道路料金徴収条例(昭和四十五年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(料金徴収免除車両の指定申請)

第二条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)第六条の規定により料金を徴収しない車両を定める告示(昭和三十一年建設省告示第六百九十五号)第七号に規定する車両(以下「料金徴収免除車両」という。)の指定を受けようとする者は、県管有有料道路料金徴収免除車両指定申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(料金徴収免除車両の指定)

第三条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、これを審査し、料金を徴収することが著しく不適當であると認めるときは、料金徴収免除車両の指定を行ない、県管有有料道路料金徴収免除車両指定証(別記様式第二号。以下「指定証」という。)を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

2 料金徴収免除車両の指定の有効期間は、指定の日から起算して一年の

範囲内でその都度知事が定める期間とする。

(料金徴収免除車両の指定の取消し)

第四条 知事は、料金徴収免除車両の指定を受けた者が指定証を不正に使用したときは、当該料金徴収免除車両の指定を取り消すことができる。

(指定証の失効)

第五条 指定証は、次の各号のいずれかに該当したときは、その効力を失う。

一 第三条第二項に規定する有効期間を経過したとき。

二 料金徴収免除車両の所有者、通行目的、自動車登録番号又は車両番号に変更があつたとき。

三 前条の規定により料金徴収免除車両の指定が取り消されたとき。

(指定証の紛失届)

第六条 料金徴収免除車両の指定を受けた者は、指定証を紛失したときは、直ちに県営有料道路料金徴収免除車両指定証紛失届(別記様式第三号)を知事に提出しなければならない。

(指定証の再交付)

第七条 料金徴収免除車両の指定を受けた者は、指定証を紛失し、又は汚損したときは、県営有料道路料金徴収免除車両指定証再交付申請書(別記様式第四号)に汚損の場合にあつては当該汚損に係る指定証を添えて知事に提出してその再交付を受けることができる。

(指定証の返還)

第八条 料金徴収免除車両の指定を受けた者は、当該指定証がその効力を失つたとき、又は紛失した指定証を発見したときは、直ちに当該指定証を県営有料道路料金徴収免除車両指定証返還届(別記様式第五号)によ

り知事に返還しなければならない。

(料金の徴収場所)

第九条 条例第三条に規定する場所は、次の各号に掲げる有料道路の区分に従い、当該各号に定めるところとする。

(一) 鷺羽山有料道路

ア 倉敷市菰池

イ 倉敷市児島稗田町

ウ 倉敷市福田町広江

(二) 蒜山大山有料道路

ア 鳥取県日野郡江府町大字御机

イ 岡山県真庭郡川上村大字上福田

2 知事は、回数通行券により料金を徴収する場合において、必要があると認めるときは、前項に規定する場所のほか、岡山県企業局を条例第三条に規定する場所とすることができる。

(料金の徴収時間)

第十条 条例第三条に規定する料金の徴収時間は、次の各号に掲げる有料道路の区分に従い、当該各号に定めるところとする。

(一) 鷺羽山有料道路

ア 五月一日から九月三十日まで 午前七時から午後十時まで

イ その他の期間 午前七時から午後八時まで

(二) 蒜山大山有料道路

ア 六月一日から九月三十日まで 午前七時から午後八時まで

イ その他の期間 午前七時三十分から午後六時三十分まで

(通行券)

第十一条 通行券の様式は、次の各号に掲げる有料道路の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(一) 鷲羽山有料道路

ア 普通通行券 (別記様式第六号)

イ 回数通行券 (別記様式第七号)

(二) 蒜山大山有料道路

ア 普通通行券 (別記様式第八号)

イ 回数通行券 (別記様式第九号)

(回数通行券の料金の額)

第十二条 回数通行券は、十一回券とし、その料金の額は、十回の通行の料金の相当する額とする。

(通行料金の還付)

第十三条 条例第五条ただし書の規定による通行料金の返還は、当該通行料金の返還に係る通行に際して、当該通行のため交付した通行券 (以下「使用通行券」という。) と引き替えに行なうものとする。

2 前項の規定により返還する通行料金の額は、当該使用通行券に示す料金の額とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第1号

県営有料道路料金徴収免除車両指定申請書

年 月 日

岡山県知事

殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者氏名)

県営有料道路の通行料金の徴収免除車両の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請に係る有料道路の名称		車両登録番号および車両番号	所有者住所氏名	通行目的および理由
車両の種類	再			

別記様式第2号

(表)

60 ミ リ メ ー ト ル	第 号		
	県営有料道路料金徴収免除車両指定証		
	通行できる有料 道路の名称		
	車両の種類	車両登録番号および車両番号	通行目的
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	所 有 者	住 所	
氏 名			
年 月 日			
岡山県知事			印
85ミリメートル			

(裏)

注 意 事 項

- 1 有料道路通行の際は、必ず係員に提示すること。
提示しない場合は、所定の通行料金をいただきます。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、この指定証を直ちに返還すること。
 - (1) この指定証の有効期間が経過したとき。
 - (2) この指定証の記載事項に変更があつたとき。
 - (3) 料金徴収免除車両の指定を取り消されたとき。
 - (4) 料金徴収免除車両を使用する必要がなくなつたとき。
- 3 この指定証を不正に使用したときは、指定証を回収し、所定の通行料金をいただきます。

別記録式第3号

県営有料道路料金徴収免除車両指定証紛失届

年 月 日

岡山県知事 殿

住所 氏名 印

県営有料道路料金徴収免除車両指定証を紛失しましたので、次のとおりお届けします。

指 定 証 の 番 号	第 号
年 日 月	
紛 場 所	
原 因	
失 経 過	

別記録式第4号

県営有料道路料金徴収免除車両指定証再交付申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

住所 氏名 印

県営有料道路料金徴収免除車両指定証を紛失、汚損しましたので、再交付して下さるよう次のとおり申請します。

指 定 証 の 番 号	第 号
再 交 付 の 理 由	紛失・汚損
添 付 書 類	指定証1枚(汚損による場合に限る)
摘 要	

別記様式第5号

県営有料道路料金徴収除車両指定証返還届

年 月 日

岡山県知事 殿

住所 氏名

印

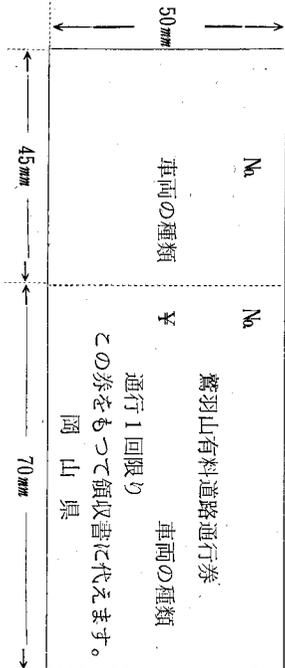
県営有料道路料金徴収除車両指定証を次のとおり返還します。

指定証番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還の理由	有効期間経過・所有者変更・使用目的変更・車両登録番号変更・車両番号変更・紛失後発見

添付書類 指定証

枚

別記様式第6号



備考 1 地色

次の車両の種類別に、それぞれ当該右欄に定める色彩による岡山県県章を配列し、中央に岡山県県章を白抜きにする。

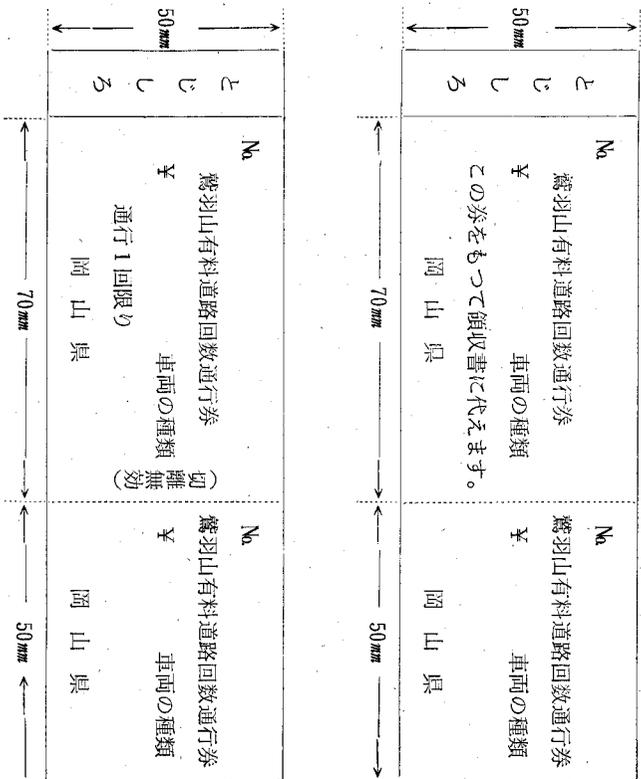
車 高 の 種 類	色 彩
普通自動車	紫 色
小型自動車 (小型2輪自動車を除く。)	緑 色
乗合型自動車 (路線が定められているもの。)	桃 色
乗合型自動車 (その他) 大型特殊自動車	橙 色
軽自動車・小型2輪自動車 小型特殊自動車	黄 色
原動機付自転車	藍 色
軽車両・自転車・その他の車両	茶 色

2 文字色

番号および金額の表示は、赤色とし、その他は、黒色とする。

別記様式第7号

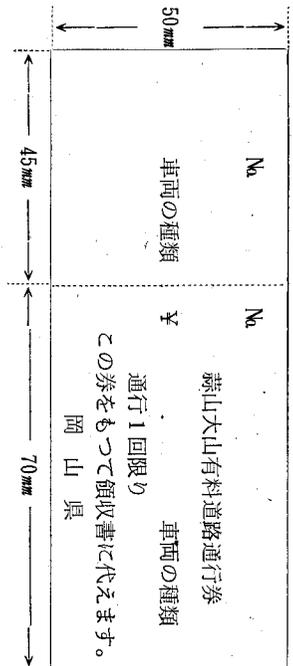
(表紙)



備考

- 1 地色 様式第6号に同じ。
- 2 文字色 様式第6号に同じ。

別記様式第8号



備考

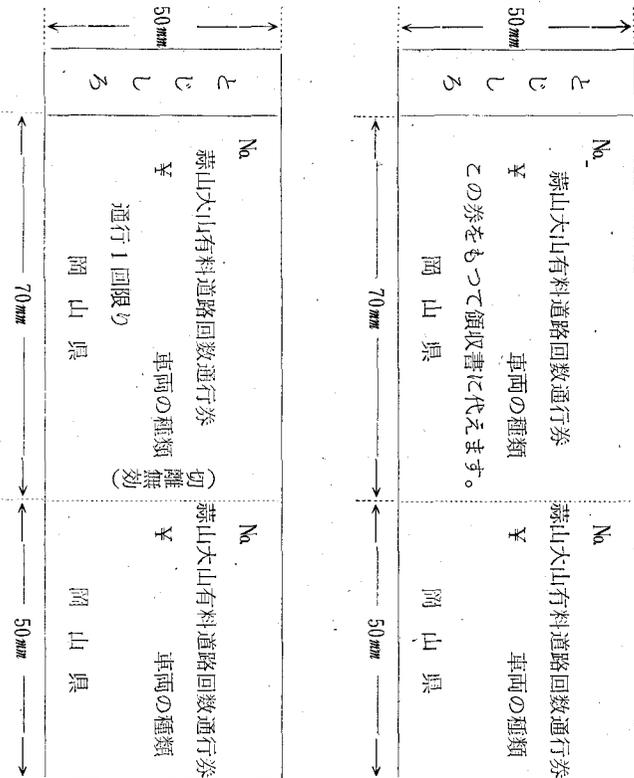
1 地色 次の車両の種類別に、それぞれ当該右欄に定める色彩による岡山県県章を配列し、中央に岡山県県章を白抜きにする。

車 両 の 種 類	色	彩 色
普通自動車 (乗用車)	紫	色
普通自動車 (貨物車)	黄	緑 色
小型自動車 (小型2輪自動車を除く。)	緑	色
乗合型自動車 (路線が定められているもの。)	桃	色
乗合型自動車 (その他)	橙	色
大型特殊自動車	黄	色
軽自動車・小型2輪自動車	灰	色
小型特殊自動車	藍	色
原動機付自動車	茶	色
軽車両・自転車・その他の車両		

- 2 文字色 番号および金額の表示は、赤色とし、その他は黒色とする。

別記様式第9号

(表紙)



- 備考
- 1 地色 様式第8号に同じ。
 - 2 文字色 様式第8号に同じ。

鳥取県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年六月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	大山福田線	日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成七〇九の一の先から 沢七〇八の一の先まで 字瓜菜	一五・〇 〇六八・五	一、七七四・七

鳥取県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十五年七月一日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年七月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十五年七月一日から施行する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第七の二の白の11の次に12として次のように加える。

12 県道大山上福 江府町大字御机七〇八 一三七 " "

別表第八の九の次に10として次のように加える。

十日野郡

路線名 場 所 延 長 (メートル)

県道大山上福 江府町大字御机七〇八番一先 一三七

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大山上福田線	日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成七〇九の一の先から " " 字瓜菜沢七〇八 の一の先まで	昭和四十五年 七月一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】